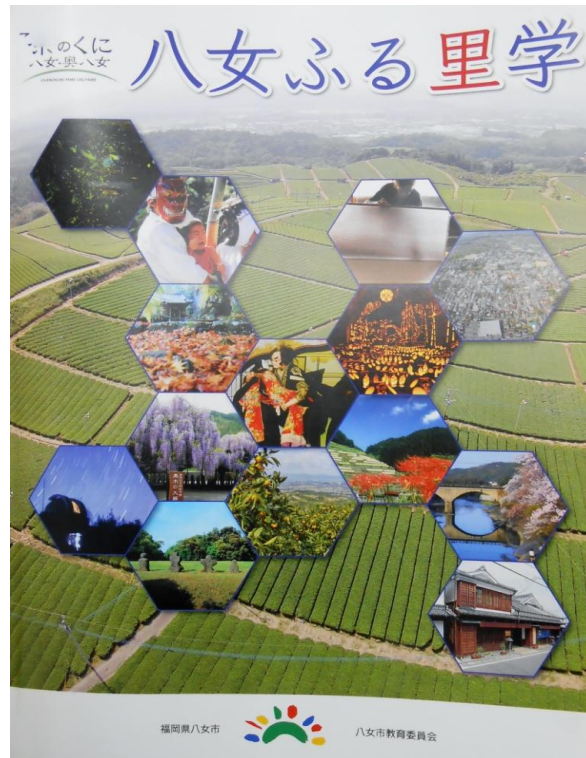


八女市教育大綱



【八女ふる里学】

八女ふる里学（194ページ、フルカラー）は、八女の自然、歴史、産業、まつり、郷土の先人などに関する学習を深めるための副読本として平成27年3月作成。
市立の全小学校にてこれを教材として使用し、八女のよさを見つけ、ふる里八女に対する誇りと愛情を育むことを目的とする授業を実施。

平成28年2月策定
八女市

大綱策定にあたり

少子高齢化、グローバル化、情報化、そして技術革新など社会の変化は急激で、私たちの生活に大きな変化をもたらしています。先を見通すことが難しい時代を生きる子どもたちには、不断に学び、考え、予想外の事態を乗り越えながら、自らの人生を切り拓き、よりよい社会づくりに貢献していくことが求められています。



本市では、県下の市町村に先駆けて平成16年に「八女市教育の日を定める条例」を施行して以来、将来を担う大切な子どもたちが、生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むとともに、八女の伝統や文化に立脚し、高い志と意欲の高揚を願っています。

また、八女市の宝である美しい自然、内外に誇れる伝統工芸、歴史、文化、そして全国ブランド「八女茶」に代表される豊富な農産物などの良さ・すばらしさについて学習し、八女市を愛しふるさとに誇りを持つ学習の充実を図ってきました。

さらには、子どもたちが、心身ともにたくましく育ち、安心して教育が受けられるまちづくりを目指しています。そして、学校・家庭・地域においては、それぞれの教育の果たすべき役割を分担しつつ、互いに連携・協働していくことで、子どもたちを健やかに育てていくための環境づくりを推進していきます。

教育大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について定めることとされていますが、今回定める八女市教育大綱については、とりわけ市民の関心が高い、小中学校を中心とした学校教育に焦点を絞って定めています。

私は、ここに八女市教育大綱を策定し、これからの教育行政の方向性や目標を明確にすることで、これまで以上に教育委員会と連携した教育行政を押し進めることができるものと確信しています。

平成28年2月

八女市長 **三田村 統之**

1 はじめに

(1) 教育大綱策定の背景

平成26年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化などを図ることを目的として、教育委員会制度が見直されました。

平成27年度からの新制度においては、教育委員長と教育長を統合した新「教育長」の設置、地方公共団体の長と教育委員会の協議・調整の場である総合教育会議の設置、地方公共団体の長による教育大綱（同法第1条の3第1項による「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」）の策定などの新たな仕組みが設けられたところです。

このうち、教育大綱は、地域住民の意向の反映と地方公共団体における教育に関する施策の推進を図るため、地方公共団体の長が、教育委員会と協議して定めることになっています。

本市では、この「教育大綱」に基づき、児童生徒一人一人に生きる力を育み、地域に信頼される学校づくりに焦点をあて、本市の教育課題に効果的かつ重点的に取り組むことをめざすこととします。

(2) 教育大綱の位置づけ及び実施期間

八女市教育大綱は、市の最上位計画である「第4次八女市総合計画（あたらしい郷土づくり）」や教育行政の指針とする「教育施策要綱」を基礎としながら策定するものです。

本大綱では、市として、教育行政に取り組むための方向性（施策）を示しています。

なお、本大綱の実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、第4次八女市総合計画との整合性を図ることとします。

平成（年度）	23～25	26	27	28	29	30	31	32	
八女市総合計画 (10年)	第4次八女市総合計画 (H28～後期計画)								
八女市教育大綱 (5年)	基礎とする			八女市教育大綱(5か年)					
教育施策(4年) 教育振興基本計画	連動する				教育施策要綱 (H26～H29)				次期要綱 (3年予定)

2 基本目標

(1) まちづくりの基本目標 (⇒市総合計画の基本理念)

自然・歴史・伝統文化を育み、ふるさとを誇り愛する、美しいまちづくり

心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまちづくり

交流と連携で賑わいを、自立と協働で活力を生み出す、楽しいまちづくり

(2) 教育の基本目標 (⇒市総合計画の将来都市像及び基本目標)

将来都市像

ふるさとの恵みを生かし安心して心ゆたかに暮らせる交流都市八女

教育・文化振興の基本目標

生きる力の育成と豊かな心を育てるまちづくり

(3) 教育目標 (⇒教育施策要綱中の八女市の教育目標)

本市は、教育行政を総合的に推進するために、次の3つを教育目標とします。

目標

生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育む教育活動の推進

目標

家庭、地域、学校の役割の明確化と市民と連携した教育の推進

目標

人権尊重の精神の育成

3 重点課題

(地域に信頼される学校づくりへ向けて)

重点1

教育内容の充実

本市では、児童生徒一人一人に「生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）」を育み、地域に信頼される学校づくりに努めてきています。特に、各学校において学力マニフェストを中心に確かな学力向上のための特色ある取組をしたり、小中一貫・連携教育や学校二学期制などに取り組んだりするなど、教職員の授業力の向上や校務の効率化に取り組んできたところです。

また、中山間部における児童生徒の教育環境の改善のための小・中学校の統合、学力向上に向けた人的・物的条件の整備にも取り組んでいます。さらには、自尊感情を育て、郷土愛を育む取組みとして小学校には「八女ふる里学」、中学校には「八女茶学」の副読本の提供を行い、市内全体で計画的に指導しているところです。

さらには、秩序ある学校づくりのために、福祉・医療・警察・地域など関係機関との連携や専門機関の活用により、各種の教育支援や、いじめ問題、不登校などに対する未然防止や早期解消に努めていきます。

重点2

教育環境の整備・充実

学校施設の耐震化は終了しましたが、老朽化が進む学校施設の営繕は、児童生徒の安全確保のために今後も計画的に進める必要があります。

特に、児童生徒の減少に伴う適正規模での学校再編については、八女市の将来を担う子どもたちの望ましい教育環境を整えるという観点に立って、中・長期的展望を視野に入れた学校再編計画事業に取り組んでいきます。

また、子育て支援事業として、入学祝い金事業・就学援助制度をはじめ、スクールソーシャルワーカー等を活用した家庭支援に努めます。

重点3

人権・同和教育及び啓発活動の推進

本市では、同和教育をはじめとする様々な人権問題の解決のために、正しい知識を学び人権感覚を養うために、平成26年度に作成した「八女市人権学習指導資料」を活用した学校教育の推進に取り組んでいます。

今後も、八女市人権施策基本指針をはじめ各種施策に基づき「かけがえのない命が輝くまちづくり」を目指し、児童生徒の発達段階に即した人権問題解決に向けて行動する社会形成ための人権教育や啓発活動を推進していきます。

4 重点課題達成のための主な取組み

(地域に信頼される学校づくりへ向けて)

重点1

教育内容の充実

- ① 確かな学力の向上
 - 各学校における学力マニフェストの作成と特色ある取組
 - 子ども一人ひとりの個に応じた教育の推進
 - 教職員の指導体制の充実
- ② 秩序ある学校づくり
 - 共感的人間関係づくりを通じた生徒指導の充実
- ③ 八女市を愛し、ふる里に誇りを持つ心豊かな子ども達の育成
 - 小学校における「八女ふる里学」、中学校における「八女茶学」を活用した取組
- ④ 児童生徒の体力向上の取組の推進
 - 体力向上プランの作成と計画的な実施
 - スポーツ活動の推進
- ⑤ 義務教育9年間の指導の連続性を目指す小中一貫・小中連携教育の充実
- ⑥ 家庭・地域が連携して児童生徒を育てる地域に信頼される学校づくり
 - コミュニティ・スクール導入と調査研究
- ⑦ 心と体の健康づくり
 - 教育相談室等のカウンセラー機能の充実
- ⑧ 心身ともに健全で感受性豊かな人材育成
 - 児童生徒の交流や様々な体験活動の推進
- ⑨ 児童生徒の読書活動の推進及び芸術鑑賞機会の充実
- ⑩ 後継者育成による伝統文化の保存・継承

重点2

教育環境の整備・充実

- ① 学校施設の営繕と空調設備の効果的な活用
- ② 学校規模の適正化
- ③ 学校給食事業の充実
- ④ 教育費用の軽減（子どもの貧困対策の推進）

重点3

人権・同和教育及び啓発活動の推進

- ① 人権尊重の視点に立った学校教育の推進
- ② 人権尊重を基本とした社会の構築
- ③ 人権・同和问题意識調査の分析及び活用